

# 大和町議会基本条例 検証・評価報告書

令和6年12月

大和町議会 議会運営委員会

## 1. はじめに

大和町議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）は、平成25年第6回定例会（12月）において可決し、平成26年4月1日に施行されました。その後、平成27年10月の「大和町議会政治倫理条例」制定に基づき、所用の改正を行いました。

議会基本条例においては、第1条に「この条例は、議会と議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本を定め、もって、町政の情報公開及び町民参加を基本にした大和町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。」と規定され、第16条には「議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」と規定していることから、これら規定に基づき、議会基本条例の検証・評価を行いましたのでここにその結果を報告します。

## 2. 検証・評価の経過

議会運営委員会では、議会基本条例に基づく「検証・評価」を確認し、始めに「大和町議会基本条例の検証に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定しました。次に議会基本条例の条文及び条項ごとに検証・評価を行い、評価の段階、今後の対応、検証結果の報告及び公表を行いました。

評価は「1」から「4」の4段階で行い、評価した内容や理由等を「評価内容」として記載することにし、検証・評価に馴染まない条項は「対象外」としました。

また、「評価」「評価内容」の次に「今後の対応」をA・B・C・Dの4段階で記載することとしています。

【評価の段階】	「1」: 達成
	「2」: 一部達成
	「3」: 未達成
	「4」: 未着手
	「-」: 対象外

【今後の対応】	「A」: 継続
	「B」: 改善・拡充
	「C」: 完了・終了
	「D」: その他

## 議会運営委員会における議会基本条例の検証・評価の経過

年月日	協議内容
令和6年 6月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇議会基本条例の目的達成の検討が必要と確認</li> <li>◇「議会基本条例の検証に関する実施要領」を承認</li> <li>◇委員各自が検証し、検証・評価シート提出を確認 (提出期限：令和6年7月10日)</li> </ul>
令和6年 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇各委員から提出された検証・評価シートの内容を確認</li> <li>◇正副議長及び議会運営委員会正副委員長が検証・評価案を作成することを確認</li> <li>◇今後のスケジュールを協議</li> </ul>
令和6年 8月22日	<p style="text-align: center;"><b>【正副議長及び議会運営委員会正副委員長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇各委員から提出された検証・評価シートに基づき検証・評価を実施</li> </ul>
令和6年 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇正副議長及び議会運営委員会正副委員長が取りまとめた検証・評価案を協議</li> </ul>
令和6年 9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇検証結果報告案を承認</li> </ul>
令和6年 9月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇検証結果を議長に提出</li> </ul>
令和6年10月17日	<p style="text-align: center;"><b>【全員協議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇全議員に対し検証結果を報告</li> </ul>
令和6年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇検証・評価報告書案を承認</li> </ul>

### 3. 検証・評価の結果

対象となる全条項（33項目）の内訳は、評価1（達成）が16項目、評価2（一部達成）が13項目、評価3（未達成）が0項目、評価4（未着手）が0項目、評価対象外が4項目となりました。【別紙「検証・評価シート」を参照】

なお、評価対象外とした条項については、条例の前置きである前文、目的を定めた第1条、議会運営の最高規範を定めた第2条、委任を定めた第17条であります。これらの条項は、議員による検証・評価にはなじまないものとして「評価対象外」としました。

### 4. 結果の公表

議会基本条例の検証・公表の結果については、「大和町議会基本条例の検証に関する実施要領」に基づき、議会ホームページ及び議会だより等に掲載し、広く町民への周知を図ります。

### 5. 課題と今後の対応

今回の検証・評価においては、議会が議員による討論の場であり、議員相互の討議を中心に運営しなければならないとあるが、十分な討議及び議論を尽くした合意形成に努めている認識が薄く、本会議及び委員会における審査や調査において、自由討議を活用している事例はなく、議員間の共通理解を深めた合意形成を図る目的を達成できていないことが課題として挙がりました。今後は、自由討議の目的や手法について、より理解を深めるための検討を行う必要があります。

また、議会運営に関する検討課題の協議、提案を行う際には、議会基本条例の目的や趣旨、議会基本条例における位置付けを踏まえて検討を行い、必要に応じて議会基本条例を見直すことも含めて取り組む必要があります。

### 6. 結びに

今回の検証・評価においては、議会運営委員会委員が各自で各条項の検証・評価を行い、その内容を持ち寄り、正副議長及び議会運営委員会正副委員長が取りまとめる形で進めました。このことにより、議会基本条例への認識を深め、議会運営における課題を把握する意味において大きな意義がありました。

また、検証・評価を行う過程において、議会としての合意形成などの充実につながる手法などの検討ができたことは、今後につながる収穫となりました。

議会基本条例は、議会における最高規範であり、町民に信頼される議会となるためには、今回の検証・評価で得た課題を全議員が共有し、議会一丸となって改善に取り組んでいくことが重要であります。

## 議会基本条例検証・評価シート

条・条項		評価	評価内容	今後の対応
前文	(省略)	—	(検証対象外)	A
第1条	<p><b>【目的】</b> この条例は、議会と議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本を定め、もって、市政の情報公開及び町民参加を基本にした大和町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	—	(検証対象外)	A
第2条	<p><b>【議会運営の最高規範】</b> この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。</p>	—	(検証対象外)	A
第3条	<p><b>【議会の使命】</b> 議会は、町民の代表機関として、自治体の進むべき道を自主的に決定しその責任を負うという大きな使命を自覚し、公正・公平性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会及び積極的な町民参加を推進することを目指し活動する。</p>	2	議会の使命は理解しているものの、信頼性を損なう事案があったことを自覚し、今まで以上に自らを律することが必要である。開かれた議会、積極的な町民参加を常に意識しながらの活動が必要であり、町民との意見交換の場を模索していく必要がある。	A
第4条	<p><b>【議員の役割】</b> 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。</p>	2	議員間での討議する機会や場が少ないため、今後、改善に向けた取り組みが必要である。	A
	<p>②議員は、市政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。</p>	2	地域課題などを的確に把握するためには、議員が積極的に地域に出向き、話しをすることが大切である。その結果を全議員で共有し、その課題解決に向けた行動を広報誌、又はホームページで発信することが必要である。	A
	<p>③議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。</p>	1	議員は常にその思いは認識しており活動している。	A

条・条項		評価	評価内容	今後の対応
第5条	【町民参加及び町民との連携】 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならない。	1	情報公開は議会報告会の開催、定例会議のネット中継及び広報誌掲載にて行っている。	A
	②議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を公開とし、必要に応じ、議会が主催する町民との意見交換の場を設け、町民が議会の活動に参加できるよう、措置を講じる。	2	会議等は全て基本的に公開しているが、傍聴等が少ないのが現状である。ミニ集会、又は座談会などの開催によって住民参加の機運を高める必要がある。	A
	③議会は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、町民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	1	参考人制度などを取り入れており、必要とされる案件には活用している。	A
	④議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、その審議においては、必要に応じて、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	1	必要と認めたときは意見の聴取を含めた取り扱いを行っている。	A
	⑤議会は、全議員の出席の下、町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催する。	1	実施している。	A
第6条	【質問における応答の方法】 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の一般質問、緊急質問については、一問一答の方式で行う。	1	実施している。	A
	②議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長または委員長の許可を得て反問することができる。	1	制度はあるが、町長等からの反問権行使はなかった。	A

条・条項		評価	評価内容	今後の対応
第7条	【町長による政策等の形成過程の説明】 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。	1	全員協議会及び常任委員会等で説明をしている。	A
	②議会は、町長の提案した政策等を審議するに当たっては、立案、執行における論点や争点を明らかにするとともに、政策評価に資する審議に努めるものとする。	1	全員協議会、決算特別委員会や場合により常任委員会において、審議している。	A
第8条	【法律第96条第2項の議決事件】 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるものの策定、変更又は廃止とする。 (1)基本構想及び基本計画 (2)大和町都市計画マスタープラン	1	町の提案に対し議決を行っている。 (議決案件として議決)	A
第9条	【自由討議】 議会は、議員による討論の広場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。	2	全員協議会が自由討議の場になっている感があり、そのあり方の研究が必要。	B
	②議会は、本会議において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論をつくして合意形成に努めるとともに、その結果について町民への説明責任を十分に果たさなければならない。	2	全員協議会が自由討議の場になっている感があり、そのあり方の研究が必要。	B
	③議員は、自由、闊達な討議を経て政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。	2	全員協議会が自由討議の場になっている感があり、そのあり方の研究が必要。	B

条・条項		評価	評価内容	今後の対応
第10条	<p>【政務活動費の公開，報告】</p> <p>政務活動費の交付を受けた会派及び議員は，町民等から疑義が生じないように，議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに1年に1回以上，政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。</p>	1	政務活動費は議会広報紙で精算内容を公開している。	A
第11条	<p>【議会事務局の体制整備】</p> <p>議会は，議会及び議員の政策形成及び立案の能力を高めるため，議会事務局の調査機能及び法務機能の強化を図るものとする。</p>	2	法務機能の強化を図る場合、専門職の配置が必要である。	A
第12条	<p>【議員研修の充実強化】</p> <p>議会は，議員の政策形成及び立案の能力の向上等を図るため，議員研修の充実強化を図るものとする。</p>	2	大和町議会独自企画の研修が少ない。	A
第13条	<p>【議会広報の充実】</p> <p>議会は，町政に係る重要な情報を，議会独自の視点から，常に町民に対して周知するよう努めるものとする。</p>	2	現在の広報活動は、年4回の広報誌の発行によるものだけになっているので、広聴活動の充実を図るべき。	A
	<p>②議会は，情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより，多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう，議会広報活動に努めるものとする。</p>	1	本会議のインターネット中継は行われているが、他のツールを活用した発信の研究がなされても良いと考える。	A
第14条	<p>【議員定数及び報酬】</p> <p>議員の定数及び報酬は，別に条例で定める。</p>	1	実施済	A
	<p>②議員定数及び報酬の改定に当たっては，行財政改革の視点だけでなく，町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに，議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため，参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。</p>	1	定数・報酬については、社会状況の変化や議員間討議を踏まえた上で、町民懇談会を開催し、慎重な審議がなされた。また、本議会独自の「あり方ゼミナール」の開催により、議会内だけでなく町民にも問題意識を投げかけ、結果に結びつけた。	A

条・条項		評価	評価内容	今後の対応
第14条	③議員定数及び報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法律第109条第6項又は法律第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。	1	丁寧かつ、慎重なプロセスを経て、改定に至ったが、町長に対する申入れで町長部局から提出となった。	A
第15条	【議員の政治倫理】 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。	2	一部の議員で疑わしい議員もいたが、他の議員は町民の代表者として自覚し行動している。	A
	②議会は、前項の議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。	1	政治倫理に関し必要な事項は、別に条例で定めている。	A
第16条	【見直し手続き】 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。	2	今期の改選を経て、初めて検討した。	A
	②議会は、社会情勢の変化等により、この条例に規定する制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。	2	定期的に検証することにより、必要となる措置が出てくることから、検証を継続する必要がある。	A
第17条	【委任】 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は別に定める。	—	(検証対象外)	

## 大和町議会基本条例の検証に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、大和町議会基本条例（平成25年12月20日大和町条例第53号 以下「基本条例」という。）第16条の規定に基づき、この条例の目的の達成状況の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等必要な事項を定めるものとする。

(検証体制)

第2条 基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。

(検証項目及び検証対象期間)

第3条 検証項目及び検証対象期間は、議会運営委員会において決定するものとする。

(検証方法等)

第4条 基本条例の検証は、次に掲げる事項のとおり実施するものとする。

検証は、検証・評価シートを用い、次の区分による評価を行う。

《評 価》

- 1：達成
- 2：一部達成
- 3：未達成
- 4：未着手
- －：対象外

《今後の対応》

- A：継続
- B：改善・拡充
- C：完了・終了
- D：その他

(検証結果の報告)

第5条 検証結果を議長に提出するとともに大和町議会議員に対し、議会全員協議会の場で報告するものとする。

(検証結果の公表等)

第6条 検証結果を議会ホームページ及び議会だより等に掲載し、広く町民への周知を図るものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

附 則 この要領は、令和6年6月18日から施行する。